

かかりつけ医ができること

日頃の健康の相談から傷病・疾病による受診や通院治療・訪問診療や、必要な時には専門医・専門医療機関を紹介してくれる。「かかりつけ医」はどの世代の方にとっても、健康をサポートする頼もしい存在となります

●自分で選んでいいの？

かかりつけ医は患者様ご自身で選択できます。日常生活における健康の相談や、体調が悪いときなどに、まず相談できます。

●選ぶのは1人？

かかりつけ医は1人に決める必要はありません。主として通院している医院以外にも、他科で通院している場合は他科の医師もかかりつけ医といえます。

●何科の医師を選べばいいの？

内科医がかかりつけ医と思われがちですが、どの診療科の医師でもかかりつけ医になります

かかりつけ医ができること

1. 病気や健康問題を気軽に相談できる
2. 的確な診断を受けられる
3. 高度な医療機関との連携がスムーズにできる
4. 「主治医意見書」や「指示書」・「紹介状」を書いてくれる
5. 医療・介護関係者と連携してくれる
6. 在宅の看取りにつなげてくれる など

かかりつけ医を探すご相談は

東住吉区医師会館内
在宅医療・介護連携相談支援室にご相談ください
TEL:06-6706-1113

ケアマネジャーができること

- 介護が必要になった時、住み慣れた街でその方らしく暮らしていくために介護保険が利用できるように申請手続きを行います。
- 申請時に主治医の情報を認定事務センターに知らせます。
- 認定事務センターは主治医の意見書と訪問調査の結果を審査会にかけて、その人の介護度と期間を決定します。
- 介護保険の利用開始時には計画書を作成し、各サービス事業所が利用者の自宅に集まり意見を出し合う担当者会議を開きます。
- 利用を始めてサービスが適しているか、否かモニタリングを行い計画の変更などを行います。翌月の利用票を交付します。
- 通院される時に利用者だけだと主治医に正しく伝えることが出来ない方や、理解が出来ない方の場合など、同席させてもらう事があります。
- また入院をされる時には情報提供を行います。退院前には病院で開かれるカンファレンスに参加し利用者の状況を把握し介護計画に反映させます。

ケアマネジャーへ望むこと

- 利用者の担当になれば、(主治医・病院・歯科医・薬剤師・看護師など)に連絡をしてほしい。
- ケアマネの事業所や連絡先・氏名を知って連携を図りたい。
- 区分変更や更新申請をするときは連絡をしてほしい。
- 介護度が決まれば教えて欲しい。
- プラン内容を知らせて欲しい。
- 入院時は連絡して欲しい。
- 退院時は連絡して欲しい。
- 本人の状況やキーパーソン等、利用者の関係者の情報提供をして欲しい。

<医療との連携による加算> 介護報酬上の加算があります！

- 入院時→利用者が入院してから病院等の職員に対して利用者の必要な情報を提供した場合
- 退院時→病院等の職員から利用者の情報提供を受けた場合
- 通院時→医師の診察を受ける際に同行し、医師等に利用者の心身の情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合
- 緊急時→病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

訪問看護師ができること

病気や障がいがあっても、

「生き生きと住み慣れた我が家で暮らしたい」を支えます

訪問看護は、療養されるご本人やご家族が、安心して過ごしていただくために、看護師がご自宅を訪問し、在宅療養をより快適に過ごすための健康管理やアドバイス、看護ケアや医療的処置、リハビリテーション、緊急時の対応など、さまざまな支援をさせていただきます。

訪問看護の具体的なサービス内容

・健康状態の観察 ・病状悪化の防止 ・療養生活の相談とアドバイス
・療養生活上の必要な看護援助(清潔ケア・栄養管理とケア・排泄管理とケア)
・認知症、精神疾患の方への看護 ・リハビリテーション ・医療機器の管理
・点滴、注射などの医療処置 ・褥瘡や創傷の処置・予防
・ターミナルケア ・緊急時の対応 ・診療の補助業務、多職種との連携 など

現在、東住吉区内の訪問看護ステーションは、20 か所あります

(東住吉区訪問看護ステーション連絡会に登録されているステーション)。

より良い在宅医療・介護連携のために訪問看護師ができること

● かかりつけ医とともに・・・

訪問診療の際に必要な情報提供(服薬状況・体調変化など)を行い、診療がスムーズ進むよう努めます。また初回訪問時や治療方針を決める際には同行し、共通認識をもちケアに努めます。

● 歯科医師とともに・・・

いつまでも食事が楽しめる、肺炎などの合併症が予防できるよう、口腔ケアについての知識を深め、歯科医師の助言を受けながらケアを継続できるよう努めます。

● 薬剤師とともに・・・

各医療機関の通院状況と服薬管理(おくすり手帳の確認・整理、残薬確認)を行い、必要時情報提供を行います。

● 病院とともに・・・

入院が決まれば、速やかに看護サマリーを作成し情報提供を行います。入院前の生活状況や看護ケア・医療処置、本人様の特性などの情報提供を行い、必要なケアが継続していただけるよう努めます

● ケアマネジャー・地域包括支援センターとともに・・・

訪問介護やデイサービスなど関わる方々が不安なくサービスを行うために、療養上の注意点などをケアマネジャー様中心に情報共有できるように情報提供を行います。医師との連携だけではなく、多職種間でのカンファレンスを通じ、どのように療養生活を支えるのか一緒に考えていくよう努めます。

訪問看護は、医療と介護を繋ぎ支える役割を担います。

【訪問歯科診療でできること】

① 入れ歯の製作や調整、修理

咀嚼機能、摂食、嚥下機能、構音機能、審美性を回復するための治療
在宅歯科診療においての入れ歯の作成は調整と慣れるトレーニングが必要な為
患者さんとの意思疎通が重要となり、患者と介護者の協力が大事な要件となります。

② 虫歯の治療や歯の根の治療

歯に穴があいた、歯が痛い、腫れたなどの症状に対応する治療です。

③ 冠を被せる治療

歯を削って型をとり、冠をセメントで後日装着する治療です。
器具で歯を削ったり、型を取るため、患者としっかり意思疎通できる事が大事な要件になります。

④ 歯周病の治療

歯ぐきの腫れ、血が出る、ぐらつくなどに対する処置です。
主に口腔内の除石、歯垢の除去などを行います。
誤嚥性肺炎の予防に大変効果があります。

入れ歯の調整、指導、口腔内の清掃、清掃方法の指導が訪問歯科診療の大きな割合を占めています。

【訪問歯科診療のメリット】

① 誤嚥性肺炎の予防

誤嚥性肺炎と口腔ケアは密接に関係しています。口腔ケアを行う場合と行わない場合で誤嚥性肺炎の発生率が半分になるという報告があり、口腔ケアが大変有効であることが明らかになっています。

② 全身疾患の予防(全身疾患と口腔細菌の関係)

口腔細菌は歯周ポケットより血液に入り込み、細菌性心内膜症の原因菌となりえますが、その他、動脈硬化などの循環障害にも関与することも分かってきています。また、口腔細菌の内毒素により誘導される炎症性サイトカインが、糖尿病や肥満、骨粗鬆症などの疾患になどの疾患に影響を与えることも明らかになっています。口腔ケアにより口腔内の細菌を管理すること、すなわち、口腔衛生管理は全身の健康に寄与します。

②摂食、嚥下障害の改善

入れ歯や摂食、嚥下訓練による機能回復は、誤嚥性肺炎の予防や栄養状態の改善につながります。

【入院患者に対する口腔ケアの効果】

①経口気管内挿管の管理

経口気管内挿管をする全身麻酔の手術などでは口腔ケアをしないと
気管内挿管時、チューブに細菌が付着し、手術後も ICU で管理されるような手術ではチューブが入ったままの事があります。
手術前に口腔ケアをすることによって術後の肺炎の発症率をかなり抑えることが確認されております。

②術後感染の予防

口腔ケアにより口腔がん、咽頭がん、胃がんなどの術後創部の感染を予防、また心臓、脳血管手術後の口腔内細菌の血液感染の予防に効果が認められ、術後在院日数が3割ほど短縮する報告があります。

③化学療法、放射線療法による口腔粘膜炎

がん化学療法、放射線療法患者の約 40%に口腔粘膜炎が発現します。
口腔粘膜炎が重症化すると、経口摂取が困難になり抗がん剤の減量や中止を余儀なくされることがあります。
口腔ケアにより口腔粘膜炎の重症化予防、疼痛の減少などの効果が認められています。
平成 24 年より『周術期口腔機能管理』として保険診療で可能となっています。

【お問い合わせは】

東住吉区在宅歯科ケアステーション

〒546-0042 大阪府大阪市東住吉区西今川3-15-11

東住吉区歯科医師会内 東住吉区在宅歯科ケアステーション

電話番号(06)6797-2511

【薬剤師による居宅療養管理指導 --こんなことやりますよ--】

A 医師・歯科医師依頼型、B 薬局提案型、C 多職種・家族提案型、D 退院カンファ型により、在宅における療養で薬の管理が困難と判断される利用者が対象。要支援の方では介護計画に通院同行が必要。上記 A～D により、定期的な内服支援、残薬整理、薬剤の副作用モニタ、医療・衛生材料の支援等、薬剤の専門家による自宅での円滑な生活の支援を月 4 回(週1回)まで利用者の状態に応じて対応。また、疼痛緩和に使用する麻薬や中心静脈栄養の管理では月8回まで算定が認められ在宅支援を行う。かかりつけ薬局の薬剤師が外来処方箋受付時から在宅療養になった際に一貫して関わることで、利用者は安心。また、薬剤師はそれまでの経緯を踏まえて薬剤管理をすることで、より早く病状の進行や薬剤の副作用に気づけることもメリット。

【複数の薬局から薬をもらっている患者さんに関して、(例えばケアマネージャーから)問い合わせたいことがある場合、どの薬剤師にメインで相談したらいいですか。】

- 1、かかりつけ薬剤師がいる方は、そちらでお願いしてください。契約書が存在し、お薬手帳等にその旨明記されています。
- 2、かかりつけ薬剤師がいない方は、主治医が出している処方箋を調剤している薬局にお願いしては如何でしょうか。
- 3、かかりつけ薬剤師もおらず、主治医の処方箋も持っていくところがまちまちだったり、入院等で主治医、かかりつけ薬局(薬剤師)がない時は自宅近隣の薬局をかかりつけ薬局にして、ご相談ください。

【在宅での薬の管理方法について相談したいときの相談先、連絡方法】

A、かかりつけ薬剤師がいる方は迷わずご相談ください。

B、かかりつけ薬剤師がいない方は主治医の処方箋を調剤している薬局に相談いただくか、当該薬局が在宅対応できない場合は東住吉区薬剤師会のホームページで近隣薬局を探してください。これら薬局が決まったら、まずは電話で困っている内容をご相談ください。

【かかりつけ薬局をもつメリット】

上記各種相談ができる。

情報のもれがなくなるので、名前が違う重複(合剤)薬剤の解消が容易。

これまでの生活パターンや食生活、病歴がわかっており、様々な薬局利用者さんたちをみている薬剤師だから、これらを総合して健康相談ができる。

【東住吉区薬剤師会より】

東住吉区薬剤師会と契約した近隣区、当区の病院の一部では、決まった内容の問い合わせ事項は後日病院へ FAX で連絡をし、薬局利用者さんの待ち時間を短縮する取り組みをしています(疑義照会の簡素化プロトコル)。また、介護医療連携のシートで FAX を頂いて情報共有に努めていきます。

医療介護連携に関して 病院への Q

Q:在宅退院に向けて退院前カンファレンスを実施してもらうことはできますか？

A:病院によっては、入院中のすべての患者様に担当の医療ソーシャルワーカーがつくことが出来ていないこともあります。病院からも必要性に合わせて退院前カンファレンス開催のご提案はさせていただきますが、在宅医療・介護の支援者の皆さまからのご要望があればお気軽に医療ソーシャルワーカーや地域連携窓口にお声かけ下さい。

ご要望のご連絡は、在宅支援者間で連携をとって頂いていれば、担当のケアマネージャーに限らず、どの職種からお声かけ頂いても構いません。

なお新型コロナウイルス感染対策に伴い、退院前カンファレンスの実施手法は病院毎にも異なっています。ICT(オンライン)を活用した実践も広がっていますので、ぜひ各病院にお問合せください。

Q:入院前の本人の様子や希望、在宅支援者としての課題を伝えたいが、いつ誰に伝えればよいですか？

A:急性期病院においては、治療を要する病状が軽快すれば早期に退院となることから、入院時より退院支援を開始しています。また入院前の外来診療時から、入院やその後の退院に向けた、入退院支援を開始しています。

入院を予定されている患者様の入院前情報については、外来の看護師や地域連携窓口(医療ソーシャルワーカーや地域連携室など)に、入院された患者様の入院前情報については、病棟の看護師や地域連携窓口(医療ソーシャルワーカーや地域連携室など)にご連絡ください。

患者情報には、ADL やサービス利用状況等に合わせて、在宅支援者で確認されているアドバンスケアプランニング(ACP)についてもご共有いただければ、本人の希望を在宅支援者・病院間で共に支えることができると思います。宜しくお願い致します。

Q:病院の主治医との連携が上手くいきません。直接病院の主治医と話をする機会を作ることはできますか？

A:病院医師は、外来診療・手術・検査などで拘束される時間が長く、直接連絡を取ることができないことが多いと思います。連携上での不具合や困りごとがありましたら、まずは地域連携窓口(医療ソーシャルワーカーや地域連携室など)にご連絡ください。

また、外来診療や主治医からの病状説明の同席については、家族・在宅支援者間で同意が得られていれば、病院側より拒むことはありません。ただし、新型コロナウイルス感染対策に伴い、病院毎に対面での場における人数制限がある場合がありますので、各病院にお問い合わせください。

問合せ先一覧

〇〇に関する問合せ	問合せ窓口	電話	URL
かかりつけ医	在宅医療・介護連携相談支援室 (東住吉区医師会館内)	06-6706-1113	
ケアマネジャー	東住吉ケアマネ連絡会	-	https://higashisumiyoshi-caremanager.com
訪問看護師	東住吉区訪問看護ステーション連絡会 会長の事業所(年度ごとに変わります)	-	
歯科医	東住吉区在宅歯科ケアステーション (東住吉区歯科医師会内)	06-6797-2511	http://www.ohsda.jp/
薬剤師	東住吉区薬剤師会事務所	電子メール:info@hisumi-yaku.jp FAX:06-6654-7917 電話:06-6654-7916(留守番電話のみ)	http://hisumi-yaku.jp/
地域包括支援センター	東住吉北地域包括支援センター	06-6719-7100	https://mebae-f.or.jp/kaigo/houkatsu/
	東住吉区地域包括支援センター	06-6622-0055	
	中野地域包括支援センター	06-6760-7575	
	矢田地域包括支援センター	06-6694-5552	